

道特別支援金の対象イメージについて

★従来の「道特別支援金」は「道特別支援金A」とします

4月1日から受付を開始している「道特別支援金」は「道特別支援金A」とし、従来通り8月31日まで申請を受け付けます。

★「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設けます

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同月比30～50%未満減少）を対象に、「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設け、給付します。

	売上50%以上減少	売上30～50%未満減少
令和2年度 11～3月の影響	【国の一時支援金】 法人上限60万円 個人上限30万円 受付終了	国の一時支援金の対象とならない方 (国に申請していない方を含む) 【道特別支援金A】 (従来の道特別支援金) 法人20万円 個人10万円 8月31日まで 受付中
令和3年度 4月以降の影響	【国の月次支援金】 法人上限20万円 個人上限10万円 6月16日から受付(4・5月分) 7月1日から受付(6月分) 8月1日から受付(7月分)	【道特別支援金B】 法人10万円 個人5万円 7月2日受付

※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。
※道の特別支援金Aと道の特別支援金Bは併給可能です。
※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。
※国の月次支援金と道の特別支援金Bは併給できません。